＜具体例＞

父母と息子・娘の４人家族で，父とその息子が一緒に乗っていた飛行機が墜落し，父と息子が死亡した場合

図表 10　同時死亡の具体例

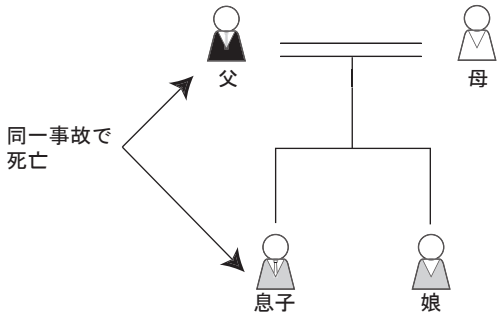

母（妻）にとっては父（夫）が息子よりも先に死亡したものとして扱った方が有利である。というのは，妻・息子・娘がそれぞれ遺産の 1/2・1/4・1/4 を相続し（890 条・887 条 1 項・900 条 1 号 4 号），仮に息子に子どもがいなければ，妻は息子の死亡により息子の分をも相続することになるからである（889 条 1 項）。

これに対して，娘にとっては，父の息子である自己の兄妹が父より先に死亡したものとして扱った方が有利である。というのは，父死亡の結果，娘と母(妻)がそれぞれ 1/2 を相続することになるからである(900 条 1 号)。

ところが，死亡の証明ができない場合には，相続人・相続分を法律的に決定することができないから，結局，事実上遺産を先に自己の管理下に置いた者がそのままそれを自分のものとすることができることになって不合理である。

しかし，同時死亡の推定により，先の例でいえば，息子は父の相続人とはならず，娘・妻はそれぞれ 1/2 を相続することになる。しかし，もしも息子に子どもがいれば，その子どもが代襲相続によって祖父の相続人となる（887 条 2 項は代襲相続の要件として「被相続人の子が，相続の開始以前に死亡したとき」としている)。その結果，妻は 1/2，孫は 1/4，娘は 1/4 を相続することになる（887 条 2 項・901 条)。